

米国関連資料

USPTO のガイダンスよりも連邦地裁/CAFC の判例に基づいてクレームを作成/補正することが  
特許保護適格性の要件をクリアする上で確実性が高いことが示された米国判例

2019年09月02日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

*Cleveland Clinic Foundation v. True Health Diagnostics LLC*, 859 F.3d 1352 (Fed. Cir. 2017) (以下、"*Cleveland Clinic I*" 事件と称する。)において、*Cleveland Clinic* が所有する特許 (U.S. Patent **7,223,552**) の係争クレームが、特許保護適格性を有しているか否かについて、CAFC が審理しました。

上記係争クレームは、「被検者が心疾患を患っているか否かを評価する方法」に係り、この発明主題が特許保護適格性を有しているか否かについて、CAFC は審理しました。

CAFC のパネルは、"*Cleveland Clinic I*" 事件において審理の結果、「血液中のミエロペルオキシダーゼのレベルが、アテローム硬化性の心疾患と関連付けるものであるという自然法則に係るものである」との理由で、係争クレームが無効である旨、認定しました。

このような状況下で、上記 "*Cleveland Clinic I*" 事件における特許 (U.S. Patent **7,223,552**) を優先権主張の基礎とした係争特許 **1** (U.S. Patent No. **9,575,065**) および係争特許 **2** (U.S. Patent No. **9,581,597**) に規定のクレーム発明が特許保護適格性を有するか否かについて、CAFC が審理しました (以下、"*Cleveland Clinic II*" と称する。)。本件に関し、以下に、詳細に説明します。

**【全 5 頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト>	: <a href="http://www.harakenzo.com">http://www.harakenzo.com</a>
<商標専門サイト>	: <a href="http://trademark.ip-kenzo.com">http://trademark.ip-kenzo.com</a>
<意匠専門サイト>	: <a href="http://design.ip-kenzo.com">http://design.ip-kenzo.com</a>
<法務部 facebook>	: <a href="https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment">https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment</a>
<広島事務所 facebook>	: <a href="https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima">https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima</a>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。